

各 介 護 老 人 福 祉 施 設 管 理 者
各 介 護 老 人 保 健 施 設 管 理 者 様
各 指 定 短 期 入 所 生 活 介 護 事 業 所 管 理 者

山 口 県 健 康 福 祉 部 長 寿 社 会 課 長

令和 5 年 度 ユ ニ ッ ト ケ ア 研 修 2 期 の 受 講 者 追 加 募 集 に つ い て

このことについて、下記により受講者を募集しますので、希望する施設は、令和 5 年 9 月 5 日 (火) ~ 令和 5 年 9 月 28 日 (木) に、一般社団法人ユニットケア推進センターあて、電子申請により申し込みを行ってください。

記

1 対 象 者

(1) ユニットケア施設管理者研修

ユニット型の介護老人福祉施設、介護老人保健施設、短期入所生活介護事業所(令和 6 年度末までに開設する予定の施設を含む。)及びユニット型施設に準ずるケアを行う従来型介護老人福祉施設(以下「ユニット型施設等」という。)の管理者又は管理者となる予定の者

(2) ユニットリーダー研修

ユニット型施設等におけるユニットのリーダーである職員又はリーダーになる予定の者

2 追 加 募 集 回

ユニットケア施設管理者研修

- ・ 第 5 回 11 月 14 日 (火) / 11 月 15 日 (水)
- ※オンライン研修方式

ユニットリーダー研修

- ・ 第 13 回 11 月 21 日 (火) / 11 月 22 日 (水)
- ※集合研修方式 (岩手県盛岡市 マリオス会場)
- ・ 第 14 回 11 月 30 日 (木) / 12 月 1 日 (金)
- ※集合研修方式 (大阪府大阪市 AP大阪茶屋町会場)

※詳細は「2023年度第2期ユニットケア研修(講義・演習)開催用受講者募集要項」のとおり

3 受講料等

- | | |
|--------------------------|-----------|
| (1) ユニットケア施設管理者研修受講料 | 36,000円/人 |
| (2) ユニットリーダー研修(講義・演習)受講料 | 50,000円/人 |
| (3) 研修テキスト費 | 3,000円 |

※ ユニットリーダー研修の現地研修を受講の際は、別途、50,000円がかかります。よって、ユニットリーダー研修は、計100,000円の受講料となります。

※ 受講料、テキスト代等は、受講者負担です。

※ 定員に達し次第締切り

4 申込期間

令和5年9月5日(火)～令和5年9月28日(木)

(ただし、定員に達し次第締め切りといたします。)

※ 別添「システムによる申込開始のお知らせ」を参照の上、必ず最新のマニュアルを確認の上、電子申請を完了してください。

5 新型コロナウイルス感染症対応に伴う特例措置

(1) ユニットリーダー現地研修施設における現地研修(3日間以上)については、「新型コロナウイルス感染症に係るユニットリーダー研修の取扱いについて」(令和2年2月28日、事務連絡、厚生労働省高齢者支援課通知)に基づき、中断していましたが、順次再開をしております。ただ、まだ多くの未実施者が累積していることから、本案内では「講義・演習」と「現地研修」を切り分け、「講義・演習」のみの募集といたします。令和5年度は、従来の集合研修も実施いたします。

なお、現地研修については、原則、2019年度、2020年度の現地研修未実施者を最優先とし、次いで2021年度、2022年度、2023年度の現地研修未実施者の順としており、状況に応じ、一般社団法人日本ユニットケア推進センターより、実施可能な現地研修施設をご案内しますので、何卒ご了承願います。

(2) ユニットリーダー研修については、すべての講義・演習を修了し、指定した書類を提出した受講者に「講義・演習修了証明書」を発行します。なお、現地研修を修了後、「修了証書」を交付します。

※ ユニットリーダー研修については、「新型コロナウイルスに係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」(令和2年10月21日事務連絡厚生労働省支援課通知)において『現地研修が可能となった際は速やかに受講することを条件に、人員基準上、暫定的にユニットリーダー研修修了者として取り扱って差し支えない』こととし、特例措置がなされていたことから、現地研修の案内をうけた際は、速やかにご受講ください。

6 その他留意事項

- (1) ユニットケア施設管理者研修においては、事後課題を自施設のユニットリーダー研修修了者と共に行うこととしていることから、本研修を効果的なものとするため、できる限り施設管理者及びユニットリーダー双方がユニットケア研修を受講するようにし、ユニットケア施設管理者研修又はユニットリーダー研修の一方のみに参加することとならないよう留意すること。
- (2) 申込後の受講辞退は原則としてできないので、あらかじめ受講者の勤務日の調整等を行い、確実に受講できるようにすること。
なお、受講を辞退した場合の受講料の取扱いについては、募集要項を確認すること。
- (3) 受講者の変更を行う場合は、募集要項に従い、以下の期間に受講者変更の手続を行うこと。
 - ・ 1日目の動画視聴をする前
 - ・ 2日目以降の講義・演習の受講開始日の1週間前まで

長寿社会課 介護保険班 担 当 : 稗 田 電 話 083-933-2774
--